時事新報遞送料の低減

先般郵便條例の改正よりて新聞紙遞送の郵便税低減相成りたるよりては從來時事新報遞送料一箇月二十六錢の處來る十月一日即ち改正條例施行の當日より更よ一箇月十五錢と相改め候間府外各地方の看客諸君にて十月以後の前金御拂込の節は右の計算にて御振出被下度又既よ御拂込相成候前金の分は同月より右の割合にて計算可仕此段豫め愛讀諸君に廣告仕候也

時事新報

水害を論じて山林に及ぶ

福岡縣下を始として和歌山奈良兩縣下水害の慘狀は日々紙上に記する通りの有様にして實に酸鼻に堪へざる程の次第なり此の不慮の天災よ生命を失ひたる人々の不幸は今更申す迄もなく幸に生き殘りたる者とても親に別れ子に離れ夫妻相失ふたる其上に家屋田畑さへも流失して一身頼るよ處なく空しく饑餓よ叫んで他の救助に依頼するものは其幾十萬人なるを知る可らず近年來は全國處々よ水害の沙汰多くして其損害慘狀は年を逐ふて次第に甚だしきを加ふるの勢なれば今その害の由て來る所の原因を究めて之を豫防し若くは之を減少するの術を講ずるは目下の急務なる可し蓋し近來の害報を聞くよ堤防の潰決より來るもの多きが故に世人は直にその原因を堤防の不完全に歸して既を爲し封建の時代よは各藩ともに治水の政に怠らず堤防よ全力を盡して其修築に從事したるが故に潰決の患なかりしかども今日に至りては堤防修築の工事も地方税の支辨となり又所によりては地方議會の議員中に山黨川黨あゝの黨派分裂して互に治水費の增減を爭ふなどの事情もあり旁々以て往時の如く十分なる能はざるより僅かの出水にても忽ち潰決を來し扨は近時の如き慘狀を呈する次第なりと云ふものあり自から一理あるが如くなれども今昔の別をなし往時の堤防は堅牢なりしが故に其害少なく近時の堤防は然らざるが故に害多しと云ふに至ては事實を誤りたる者と云はざるを得ず世人の知る如く我國の地勢は恰も馬背の如く兀立して傾斜の度甚だしきが故に何れの川流も水勢急にして水源甚だ近く夏秋の暴雨に逢ふときは忽ち出水氾濫を致すと其常なれば堤防の設は最も嚴よせざる可らず故を以て修築の事は往時より深く注意したる處なれ共當時封建割據隣國互に利害を殊にし川の一方よ演する國に於て五尺の堤防を築くときは他の一方よ於ては更に一尺を高うして六尺となし厚さは之に倍する抔互に競爭するの風なれば之が爲め却て河流の自然を妨げ水勢を激せしめたる場所もなきにあらず然るよ廢藩以來は天下の事みな一に歸して隣藩互よ禍を嫁するの弊もなく有名なる大河の工事は中央政府の直轄に屬し河岸の防禦河身の改修等常に怠るみとなく或は府縣管轄のものとても其注意は昔年に異ならず偏りに堅牢念入りの一段は或は時として封建時代に一歩を讓るものありとするも平常治水の方法と臨時處置の活潑なるとは當時に優るあるも劣るみとなく之を要するに全國の水政は次第に進歩するものと云はざるを得ず然るよ實際よ於て近年害の稀りなるは其事堤防にあらずして他に原因なきを得ず或人の既に此原因は山林の濫伐に在りと云ふ我輩も此既に同感を表する者なり抑も山林の氣候雨量等に大關係ある事理上の既は暫く之を措き其濫伐の結果として著るしき事例は諸川の河床を高めたると出水の時間を速めたるとの二現象なりとす近來諸川の河床の高まりたるは世人の皆な經驗する所にして現に淀川筋の八幡邊などにては往時は其堤防の外より眺むるよ僅よ川筋を通行する舟の帆柱のみを認めたるものが維新の後水源處々の山林を切拂ひたるより河底次第に高まりて舟に棹す船頭の頭部までを見るに至りしが其後官廳の注意よて再び樹木を植付け兼て砂防の工事に着手してより此頃は船頭の頭部ざけは堤の蔭に沒するに至りたりと云ふ蓋し水源及び沿岸の樹木を採伐するときは其樹根に依て支へられたる土砂は雨の度おとゝ水と共に河中に流れ込み次第よ河床の高きを致すものよて河床高きときは其水を容るゝの容積隨て減少し水量少しく增せば忽ち堤を踰え又は之を破るに至る即ち水害の多き所以なり又山林の濫伐より出水の時間を速めたるも疑ふ可らざる事實にして岐阜縣下の大垣邊は從來降雨の後二十幾時間を經て始めて揖斐川の出水を見るの例なりしが曾て水源の官林を切拂ひたるより十幾時間にして出水するとゝなり又その後再び沿岸の民林を採伐せしに更に又幾時間を速めたりと云ふ蓋し山林繁茂するときは雨水は先づ其枝葉を濡し次第よ幹を傳はり又は風に吹落されて地上に滴下し夫より地下に浸入し更に滲出して河の水源を爲すよ至るまでには幾多の時間を費すみとなれども河源の近山に樹木あきときは雨水は直よ地中に入りたるまゝ忽ち流出するが故に其時間極めて短し若しも其時間に前後二倍の相違ありとするときは雨水の量は前後同樣よても後の出水の量は恰も前に二倍するの割合にして昨年來岐阜縣下の水害は重もに此原因より來りたるものなりと云ふ以上の所既果して事實よ違ふみとなく又一方に於ては世人の知る如く維新以來國中到る處に官私の山林を切拂ひたるの實ありとすれば我國近來の水害は其原因、重もに山林の濫伐よ在りと云はざるを得ず左れば今日水害の事を論せんとすれば更に進んで山林の事に及ばざる可らず而して山林の事たる獨り水害の一事のみならず一國公私の經濟上に大關係あるものなれば世の經世家は今の時に及んで宜しく其方法を講究す可きものあり(未完)

官報

○正誤　去月十一日の官報欄内大藏省告示第六十四號下保錢鑄銅拂下規則第二條二行及び三行「日り八」の「殘」の字を脱し第七條四行「十」の上「三」の字は衍又本月九日同農商務省告示第七號東京農林學校々則第三十條中府下は就れも府外の誤と昨日の官報よ是正せり

○宮内省達第十六號

御料局支廳職制ヲ定ムルコト左ノ如シ

明治廿二年九月六日

奉勅　宮内大臣子爵土方久元

御料局支廳職制

第一條　御料財産ヲ管理スル爲メ須要ノ地ニ御料局支廳ヲ置キ支廳ノ下ニ出張所ヲ置ク其位置並ニ管轄區域ハ宮内大臣之ヲ定ムヘシ○第二條　御料局支廳ニ左ノ職員ヲ在勤セシム　理事　技師　技手　監守○第三條　支廳管内廣濶ナルトキハ監督ヲ置キ技師屬又ハ技手ヲ以テ之ニ充テ出張所其他ノ業務ヲ監督ス○第四條　支廳長ハ御料局長ノ命ヲ承ケ其部内ノ財産及一切ノ業務ヲ掌理シ所轄官吏ヲ監督ス○第五條　技師屬技手技手補監守ハ各其主務ニ從事ス○第六條　出張所長ハ屬又ハ技手技手補ヲ以テ之ニ充テ定ム○第七條　支廳及出張所ノ處務規程ハ宮内大臣之ヲ定ム○第八條　支廳ノ會計ハ其業務ノ都合ニヨリ御料局長ニ於テ宮内大臣ノ認可ヲ經テ特別會計規則ニ據ルコトヲ得其規則ハ宮内大臣之ヲ定ムヘシ○第九條　支廳長ハ業務ノ都合ニヨリ特ニ備員ヲ置クコトヲ得

○辭令

(各通)

簡便ナル手旗信號法ヲ發明シ海軍信號ノ改良ヲ促シタルニ依リ其賞トシテ服地料金二十圓下賜候事　海軍大機關士　關　重忠

自己ノ編纂ニ係ル英國海軍水壓機設論一册獻納候段奇特ノ至ニ候事(以上八月三十日海軍省)　海軍少尉　有馬　球橘

長門地方出張被仰付候事　水路部長海軍大佐　肝付　兼行

○特別地價修正願ヨ係る達　山梨縣に於ては本年法律第二十二號に據り去月三十一日縣令を以て市村田地價修正願を特達す●秋田縣に於ては本年法律第二十二號に據り去月三十日縣令を以て特別地價修正願を特達せり

雜報

○九州青年聯合會の臨時會　九州各縣の青年輩が親睦の目的を以て組織したる九州青年聯合會にては去月二十九日午後二時より肥後熊本市内新町の忘吾會舍に於て臨時會を開きたり當日來會せしは東肥壯年同志會、肥後青年會、山鹿樂粹會、熊北協同會、福岡聯合青年會、唐津青年會、筑後同志會、久留米青年會、平戸青年會、柳池青年會、佐賀縣聯合青年會、阿蘇青年會の十二團體より撰出せし委員と大分の有志者一名とを合せ二十三名にして各委員の席定まるや紫溪派に繰ありと稱せらるゝ東肥壯年同志會の委員甲は議長席に就き乙は「本會に於て條約改正の問題を議すべき者なりや否」と云へる原案を提出し且つ九州聯合青年會は政黨以外に特立する約束を結びしものなれども條約改正の事たる素是國民問題にして政黨上の問題にあらざれば本會が國民の資格を以て之を論ずるも豈に何の不可あらんや實に目下必要の事あるべしと述ぶるや佐賀の委員は之れを辨駁して條約改正は政治上の問題なり左れば單に青年の親睦交際を主とする此團體の議すべきものにあらず之を議するは本會の旨趣に違背すと論せしより議論忽ち沸騰せしが佐賀の委員二名は意見の合せざるを以て斷然退場したり、右二名退場の後原案に就き可否を起立に問ひしよ滿場一致にて議する事に決し次で新條約に對する議事に取掛り翌三十日も引續き開會種々討議の末左の三項を議定したりといふ

一九州聯合青年は新條約案に正反對の意見を抱き中止の建白を爲す事

但建白の文章は各團體の適宜とす

一建白書捧呈の期限は九月下旬となし建白書脱稿の上は各團體より捧呈委員を定めて共に上京する事

一建白する團體の名稱は九州聯合青年何々會とおす事

○福井縣下の農商況　米作は水害の爲め多少の損害を蒙り現に坂井郡の西北部を始め足羽、吉田、今立等の各郡よは稻田腐敗して目も當てられぬ程の場所もあれど要するよ是等は一小部分に過ぎず其他は可なりの作柄あれば之を昨年よ比して却て優る所あるべく今後若し氣候よさへ激變なくんば先以て可なりの收穫あるべき見込なり養蠶は年一年より隆盛に赴き隨て成繭額も年々增加せり去る程よ農家は近年山林を開墾して桑畑となしたるもの多く未ざ詳細なる統計を得ざれば其割合を知るに由なけれども之を七八年前よ比すれば凡そ三倍餘の桑畑を增したるみとゝらん本年蠶繭の景況は春夏兩蠶とも氣候の不順なりしが爲め養育を妨げられ失敗したるもの多く殊に夏蠶は最も不作にして六分通の作柄あり去れども之よ引代へ農家の最も喜び居る所は米價の騰貴したるみとは去る四月以來漸次上向とゝなり七月下旬よ至り二割方の騰貴を致し八月中旬には一俵(四斗六升)至り頓に直を揚げ遠郡の農家続れ膝貴したるよの輕減を聞き一般は隨て商況も方さへ活潑なる價も總て色めき前に比すれば一割乃至一割は例年の通て銀行丼よ貸融は例年の通て銀行丼よ貸融に付百八十圓五十錢同一圓五十錢豆同一圓五十錢

○新潟縣戸長會議車時刻　新潟縣千歳大時四十分、八時三十五分(急行)、九時四十五分(急行)、十時五十分、午後零時三十分、一時二十分、二時三十分、四時四十五分(急行)、六時十五分、七時十五分、八時十五分、九時十五分(急行)、十時三十分(急行)、十一時三十分、午前七時(新潟に向ひて)、午前十時(新潟に向ひて)、午後二時(新潟に向ひて)、午後四時(新潟に向ひて)、午後六時(新潟に向ひて)、午後八時(新潟に向ひて)、午後十時(新潟に向ひて)

○新潟縣戸長會議車時刻　六時十五分、七時三十分、八時三十分、九時三十分、十一時二十分、午後二時三十分、五時、七時三十分、八時三十分、十時三十分(京都止り)、九時四十五分(急行)、十時四十五分(急行)、十一時三十分(急行)、午後二時三十分(神戸止り)、四時四十五分(急行)、六時十五分(神戸まで)、七時十五分(神戸止り)、午後零時十九分(京都止り)、四時十五分(急行)、九時三十分(急行)、十時四十五分(急行)、午前七時(神戸止り)、十時五十九分(神戸止り)、午後零時四十五分(急行)、五時、十一時五十分(急行)、午前七時(京都止り)、午後二時(京都止り)、九時四十五分(京都止り)、午後零時三十分(神戸止り)、四時四十五分(神戸まで)、●横濱發新橋行車時刻　六時十五分(急行)、七時三十分(急行)、九時三十分(急行)、十時三十分(急行)、十一時三十分(急行)、午後二時三十分(急行)、四時三十分(急行)、六時三十分(急行)、九時三十分(急行)、十時三十分(急行)、十一時三十分(急行)、午前七時(横濱に向ひて)、午後二時(横濱に向ひて)、午後四時(横濱に向ひて)、午後六時(横濱に向ひて)、午後八時(横濱に向ひて)、午後十時(横濱に向ひて)

○上州館林發東京時刻　一時四十五分、午後二時十分、午後四時十分、九時十五分、午後十時十分、九時十五分、十一時十五分、午前六時、十一時十五分

○仙臺發上野行時刻　一時四十五分、午後二時十分、九時十五分、午後十時十分、九時十五分、十一時十五分、午前六時、十一時十五分

○上野仙臺發東京時刻　一時四十五分、午後二時十分、九時十五分、午後十時十分、九時十五分、十一時十五分、午前六時、十一時十五分

○仙臺發上野行時刻　一時四十五分、午後二時十分、九時十五分、午後十時十分、九時十五分、十一時十五分、午前六時、十一時十五分

○新橋發横濱車時刻　六時十五分(急行)、七時三十分(急行)、九時三十分(急行)、十時三十分(急行)、十一時三十分(急行)、午後二時三十分(急行)、四時三十分(急行)、六時三十分(急行)、九時三十分(急行)、十時三十分(急行)、十一時三十分(急行)、午前七時(横濱に向ひて)、午後二時(横濱に向ひて)、午後四時(横濱に向ひて)、午後六時(横濱に向ひて)、午後八時(横濱に向ひて)、午後十時(横濱に向ひて)

○横濱發新橋行車時刻　六時十五分(急行)、七時三十分(急行)、九時三十分(急行)、十時三十分(急行)、十一時三十分(急行)、午後二時三十分(急行)、四時三十分(急行)、六時三十分(急行)、九時三十分(急行)、十時三十分(急行)、十一時三十分(急行)、午前七時(新橋に向ひて)、午後二時(新橋に向ひて)、午後四時(新橋に向ひて)、午後六時(新橋に向ひて)、午後八時(新橋に向ひて)、午後十時(新橋に向ひて)

○名古屋發(下り)　午前七時(名古屋止り)、午後零時十九分(京都止り)、九時四十五分(京都止り)、午前七時(神戸止り)、午後零時十九分(京都止り)、四時十五分(神戸まで)、●名古屋發(上り)　午前十時三十分、午後零時四十五分、五時、十一時五十分(急行)、午前七時(名古屋止り)、午後二時(名古屋止り)、九時(名古屋止り)、午後二時三十分(神戸止り)、十時五十九分(神戸止り)、午後零時十九分(京都止り)、四時十五分(京都まで)

○名古屋發(下り)　午前七時(名古屋止り)、午後零時十九分(京都止り)、九時四十五分(京都止り)、午前七時(神戸止り)、午後零時十九分(京都止り)、四時十五分(神戸まで)

○名古屋發(上り)　午前十時三十分、午後零時四十五分、五時、十一時五十分(急行)、午前七時(名古屋止り)、午後二時(名古屋止り)、九時(名古屋止り)、午後二時三十分(神戸止り)、十時五十九分(神戸止り)、午後零時十九分(京都止り)、四時十五分(京都まで)

○(英國)封度　凡我百二十貫目　(米國)本　凡我九分九厘八毛一尺〇五　(英國)碼　凡我十三貫五百　(米國)噸　凡我二百七十　(英國)噸　凡我二百六十　(米國)噸　凡我十四町四十五間一尺　(英國)噸　凡我十四町四十五間一尺